
*
* 令和 8 年度 第 1 回 高 梁 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録 *
*

高 梁 市 農 業 委 員 会

令和8年度 第1回高梁市農業委員会総会議事録

1. 令和8年4月13日 午後 1時30分 招集
2. 令和8年4月13日 午後 1時25分 開会
3. 令和8年4月13日 午後 3時10分 閉会
4. 会議の場所 高梁市役所 3階大会議室
5. 出席、欠席、遅参又は中途退場した委員の氏名

議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	地区 番号	推 進 委 員 氏 名	出欠等 の 別
1	清 水 健 治	出	1 1	中 曾 浩 徳	出	1	山 川 光 男	出
2	三 村 憲 市	〃	1 2	藤 本 久 也	〃	2	西 村 匡 弘	〃
3	福 武 政 夫	〃	1 3	惣 田 敏 郎	〃	3	小見山 力信	〃
4	前 崎 輝 之	〃	1 4	田 平 太 郎	〃	4	河 原 里 美	〃
5	渡 邊 佳 明	〃	1 5	伊 達千鶴子	欠	5	平 松 弘	〃
6	小 野 貫 治	〃	1 6	綱 島 謙 一	出	6	山 元 憲 民	〃
7	小 物 博 子	〃	1 7	瀬戸川伸 行	〃	7	野 村 幸 市	〃
8	小 野 昌 道	〃	1 8	土 岐 康 夫	〃			
9	佐 藤 俊 二	〃	1 9	小 西 雅 己	〃			
10	佐々木祥 夫	〃						

6. 会議に出席した職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長 書記	中 藤 宏 和 金 本 祥 也	主 事 主 任	川 上 隆 三 亀 浦 恭 一	係 主 長 事	田 村 直 之 森 本 政 役

7		本日の会議に付した議題とその結果
		議案番号 件 名 結 果
		第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 7件 許 可
		第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 1件 許 可
		第3号 農用地利用集積等促進計画の決定について 3件 決 定
		第4号 農用地利用集積等促進計画策定の要請について 2件 決 定
		第5号 高梁市農地利用最適化推進委員候補者の評価について 1件 決 定
		報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について
8		署 名 委 員
		1番 清 水 健 治
		2番 三 村 憲 市
9		議 事 の 内 容
		令和8年度 第1回高梁市農業委員会総会議事録
		令和8年4月13日（月） 高梁市役所 3階大会議室

議 長	それでは、本日の出席委員は、農業委員 18 名、推進委員 7 名です。過半数の委員が出席されていますので、会議は成立しております。只今から令和 8 年度第 1 回高梁市農業委員会総会を開会します。まず、本日の会議の議事録の署名委員の指名を行います。1 番清水委員と 2 番三村委員を指名いたします。 それでは、議事に入ります。「議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。1 番について事務局から説明をお願いします。
中藤局長	－ 議案第 1 号 1 番朗読説明 － 1 番は譲受人が譲渡人から贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は畑 1 筆 7 2 2 m²です。譲受人の通作距離は 7 0 m 以内、耕作面積は 5, 0 2 1 m²、家族 2 人中耕作人は 2 人、対価は無償です。この案件につきましては、両者の合意によって無償での所有権移転となったものです。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については 4 月 6 日に担当委員と現地調査を行っています。地図については 5 ページに添付しておりますのでご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
西村委員	申請農地は綺麗に管理されており、耕作するには問題ない状態でした。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	（「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。1 番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	（挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、1 番については許可とすることに決定しました。
	次に、2 番について事務局から説明をお願いします。
中藤局長	－ 議案第 1 号 2 番朗読説明 － 2 番は譲受人が譲渡人から贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は畑 1 筆 6 1 8 m²です。譲受人の通作距離は 1. 2 km 以内、耕作面積は 2, 9 0 4 m²、家族 1 0 人中耕作人は 7 人、対価は無償です。この案件につきましては、譲渡人の意向により無償での所有権移転となったものです。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については 4 月 7 日に担当委員と現地調査を行っています。地図については 6 ページに添付しておりますのでご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
小西委員	申請農地について、耕作はされていない状態でしたが状態は綺麗であり、耕作するには問題ない状態でした。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	（「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。2 番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

議 長	(挙手全員) 挙手全員ですので、2番については許可とすることに決定しました。 次に、3番について事務局から説明をお願いします。
中藤局長	－ 議案第1号3番朗読説明 － 3番は譲受人が譲渡人から贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は田1筆2, 500㎡です。譲受人の通作距離は51.2km以内、耕作面積は2, 500㎡、家族1人中耕作人は1人、対価は無償です。この案件につきましては、親子間の贈与です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については4月3日に担当委員と現地調査を行っています。地図については7ページに添付しておりますのでご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
中曾委員	譲受人はぶどうの生産をしており、申請農地は現に採草地として使用している農地であります。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	(「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。3番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	(挙手全員) 挙手全員ですので、3番については許可とすることに決定しました。
中藤局長	次に、4番について事務局から説明をお願いします。 － 議案第1号4番朗読説明 － 4番は譲受人が譲渡人から贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地の内、田は6筆2, 035㎡、畑は2筆135㎡の合計8筆2, 170㎡です。譲受人の通作距離は100m以内、耕作面積は8, 041㎡、家族2人中耕作人は2人、対価は無償です。この案件につきましては、親子間の贈与です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については4月6日に担当委員と現地調査を行っています。地図については8ページに添付しておりますのでご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
渡邊委員	申請農地は綺麗に管理されていて耕作するには問題ない状態でした。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	(「なし」と呼ぶ者あり。) なしとの声がありました。4番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	(挙手全員) 挙手全員ですので、4番については許可とすることに決定しました。 次に、5番について事務局から説明をお願いします。

中藤局長	－ 議案第 1 号 5 番朗読説明 － 5 番は譲受人が譲渡人から新規就農により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は畑 2 筆 8 7 m²です。譲受人の通作距離は 1 0 m 以内、耕作面積は 0 m²、営農計画書をいただいております。家族 3 人中耕作人は 3 人、対価は 1 0 アール当り 1 1 5 万円です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については 4 月 3 日に担当委員と現地調査を行っています。地図については 9 ページに添付しておりますのでご覧ください。
議 長 小野（貫）委員 議 長 議 長 議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 申請農地は綺麗に管理されていて耕作するには問題ない状態でした。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。） なしとの声がありました。5 番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員） 挙手全員ですので、5 番については許可とすることに決定しました。 次に、6 番について事務局から説明をお願いします。
中藤局長	－ 議案第 1 号 6 番朗読説明 － 6 番は譲受人が譲渡人から新規就農により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は田 3 筆 2, 6 5 1 m²です。譲受人の通作距離は 1 0 0 m 以内、耕作面積は 0 m²で、営農計画書をいただいております。家族 1 人中耕作人は 1 人、対価は 1 0 アール当り 2 0 万円です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については 4 月 7 日に担当委員と現地調査を行っています。地図については 1 0 ページに添付しておりますのでご覧ください。 事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 現在耕作はなされていませんが、農地性ありと判断できる状態でした。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。） なしとの声がありました。6 番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員） 挙手全員ですので、6 番については許可とすることに決定しました。 次に、7 番について事務局から説明をお願いします。
中藤局長	－ 議案第 1 号 7 番朗読説明 － 7 番は譲受人が譲渡人から増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地の内、田は 5 筆 2, 4 5 1 m²、畑は 2 筆 1 5 8 m²の合計 7 筆 2, 6 0 9 m²です。譲受人の通作距離は 1 5 0 m 以内、耕作面積は 6, 0 8 2 m²で、家族 2 人中耕作人は 2 人、対価は 1 0 アール当り 1 8 万 4 千円です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地につ

	いて利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については4月7日に担当委員と現地調査を行っています。地図については11ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
綱島委員	申請農地は既に作付けがなされている状態であり、特段の問題はありませんでした。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
	(「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。7番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、7番については許可とすることに決定しました。
	次に、「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局から説明をお願いします。
	－ 議案第2号1番朗読説明 － 1番は転用者が申請農地を墓地及び進入路に転用する案件です。申請農地は田2筆24.99㎡で、この農地の農地区分は2種農地となります。施設の概要としては墓地20㎡、進入路4.99㎡であり、資金については自己資金300万円です。また、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用については過去に違反転用もなく、問題はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分見込みにつきましても墓地埋葬法の許可が該当しますが、許可見込みであることを確認しております。以上のことから、農地法第4条第6項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については4月7日に担当委員と現地調査を行っています。地図等については12ページから13ページに添付しておりますのでご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
綱島委員	事前着手もなく、問題ありませんでした。
議 長	現地の状況はただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
	(「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。1番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、1番については許可とすることに決定しました。
	農業委員会会議規則第18条の規定により、会長の職務を会長代理と交代します。
	－ 土岐会長退室 －
議長(小西代理)	続きまして、「議案第3号 高梁市農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。事務局、1番について説明をお願いします。
金本書記	それでは、3ページをご覧ください。高梁市農用地利用集積等促進計画の決定についてご説明いたします。公告日は令和8年5月8日、利用権の設定を受ける者は3名、利用権の設定をする者は3名、利用権の設定をする件数は3件、利用権設定面積は13、

議長(小西代理)	0 8 9 ㎡となっています。各筆明細について説明いたします。 － 議案書に基づいて、議案第 3 号 1 番の農用地利用集積等促進計画の内容を朗読説明 － それでは、1 番について何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議長(小西代理)	なしとの声がありました。1 番について決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議長(小西代理)	挙手全員ですので、1 番については決定しました。 会長の除斥を解き、会長の職務をお返しします。 － 土岐会長入室 －
議 長	それでは事務局、続いて 2 番及び 3 番について説明をお願いします。 － 議案書に基づいて、議案第 3 号 2 番及び 3 番の農用地利用集積等促進計画の内容を朗読説明 －
金本書記	それでは、2 番及び 3 番について何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。2 番及び 3 番について決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、2 番及び 3 番については決定しました。 続きまして、「議案第 4 号 高梁市農用地利用集積等促進計画策定の要請について」を議題といたします。事務局、1 番及び 2 番について説明をお願いします。
藤代書記	それでは、4 ページをご覧ください。高梁市農用地利用集積等促進計画策定の要請についてご説明いたします。公告日は令和 8 年 5 月 8 日、利用権の設定を受ける者は 2 名、利用権の設定をする者は 2 名、利用権の設定をする件数は 2 件、利用権設定面積は 2, 3 7 7 ㎡となっています。各筆明細について説明いたします。 － 議案書に基づいて、議案第 4 号 1 番及び 2 番の農用地利用集積等促進計画の内容を朗読説明 －
議 長	それでは、1 番及び 2 番について何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。1 番及び 2 番について決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、1 番及び 2 番については決定しました。 次に、本日追加議案としました「議案第 5 号 高梁市農地利用最適化推進委員候補者の評価について」を議題といたします。高梁市農業委員会会議規則第 1 8 条の規定により、惣田委員、河原委員、平松委員、野村委員の除斥を求めます。 － 惣田委員、河原委員、平松委員、野村委員退室 － それでは、事務局から説明をお願いします。 － 議案第 5 号朗読説明 －
中藤局長	議案第 5 号について説明いたします。先般、募集しました農地利用最適化推進委員が議案のとおり取りまとまりましたので、農業委員会が農地利用最適化推進委員を決定しなければなりません。別紙の高梁市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関

	する規則をご覧ください。第1条に農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定に基づき、高梁市農業委員会が委嘱するに当り、必要な事項を定めると定められています。第2条では各推進委員が担当する地区を別表のとおり7区を定めております。第3条に推薦及び募集の資格が定められています。1号で高梁市職員でない者、2号で法第8条第4項各号、1つ目に破産手続開始の決定を受けた者、2つ目に拘禁刑以上の刑に処せられた者が定められておりますが、これに該当しない者となっております。第7条で委員会は、法第19条第1項の規定に基づき推薦又は募集に応じた者について選考を行い、推進委員を委嘱するとなっておりますので、本日追加議案を提出させていただき、選考し、ご決定をお願いしたいと思います。議案をご覧ください。応募者の一覧を掲げております。(1番から7番まで朗読) 以上のように1区から7区についてはそれぞれ1名の応募となっており、定数どおりとなっております。なお、応募があった7名の方について、市民課等への照会により、先ほど説明しました法第8条第4項各号の欠格事項に該当する方はいませんでした。説明は以上です。
議 長	事務局から説明がありましたが、応募は全区域定数通りとなっております。委員の選定についてご意見があればお願いします (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。それでは、第1区森宗正雄君、第2区惣田敏郎君、第3区平松昭博君、第4区河原里美君、第5区平松弘君、第6区大塚満須恵君、第7区野村幸市君を推進委員に決定することに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、1区から7区の推進委員は決定しました。 惣田委員、河原委員、平松委員、野村委員の除斥を解きます。 － 惣田委員、河原委員、平松委員、野村委員入室 －
金本書記	次に、「報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について」を事務局から説明をお願いします。
議 長	－ 議案書に基づいて、通知の内容を朗読説明 －
議 長	説明が終わりましたが、発言をお願いします。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。 以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。それでは以上をもちまして、令和8年度第1回高梁市農業委員会総会を閉会します。
	令和8年4月13日
	会 長 土 岐 康 夫
	1 番 清 水 健 治
	2 番 三 村 憲 市